

大阪市告示第1428号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月22日

大阪市長 横 山 英 幸

施 設 名	年 月 日	供用時間
大阪市立西淀川区民会館	令和7年11月17日（月）	午後5時30分から 午後9時30分まで

（西淀川区役所地域支援課）